

1200億円課税取り消し

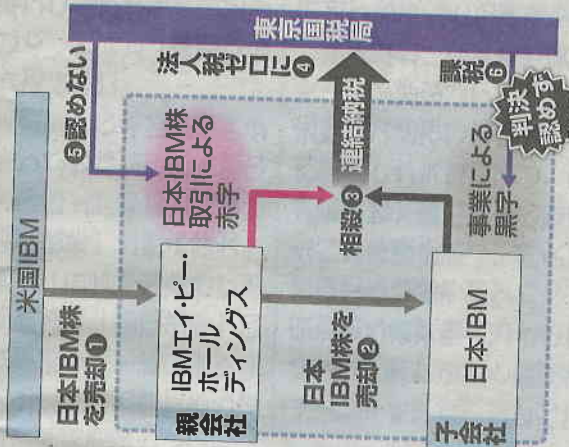
IBMグループ連結納税

東京地裁判決

「日本アイ・ピー・エム」(東京都中央区、日本IBMグループ)が、国から受けた課税処分の取り消しを求めた訴訟の判決が9日、東京地裁であった。八木一洋裁判長は、グループが租税回避を図ったとする国の主張を退け、約1200億円の法人税の課税を取り消した。▶36面||税逃れ否定

判決などによると、日本IBMの持ち株会社「IBMエイ・ピー・ホールディングス(同区、APH)」は2002年、米IBM側が

日本IBMグループの連結納税の構図



保有していた日本IBMの全株を購入。この株を日本IBMに複数回に分けて売却した。一連の売買でAPHは税務上約4千億円の赤字を抱えることになった。

APHと日本IBMは08年からグループ内の損益を合算して申告する「連結納税制度」を導入。日本IBMの黒字が、APHの赤字と相殺される形になり、グループ一体での法人税の納税額がゼロになった。

これに対して東京国税局は、一連の取引はグループで課税を避けることが目的だとして10年に申告漏れを指摘し、追徴課税処分した。APHが11年、この取り消しを求めて提訴。その後納税した分の取り消しも求めていた。

判決は、連結納税制度が事実的に利用可能になる前

から株売買が進められたことなどから「租税回避のためとまでは認められない」と指摘。また、国税当局がAPHを「ペーパーカンパニー」と主張したのに対し、「APHは米IBMが主導するグループ再編の中で相応の役割を果たしたと言えない」と判断した。

判決に、日本IBMは「主張が認められた。すべての国で納税義務を果たしていく」、東京国税局は「大変遺憾。関係機関と控訴するかどうかが検討する」とそれぞれ談話を出した。

親会社が100%子会社にその子会社株を売却した際の赤字計上は10年度の税制改正でできなくなった。IBMグループのような手法は現在は課税される。

(千華雄高)

税逃れの意図否定

外国法人調査に壁

IBM訴訟

巨大な企業グループ内での取引を「租税回避のため」とした国の主張を、東京地裁は9日、全面的に退けた。東京国税局が日本アイ・ビー・エム（IBM）グループに課した約1200億円の法人税を取り消した。グローバル展開する企業への課税の難しさを指摘する声もある。

▼1面参照

国は、なぜ敗訴したのか。今回と争点が似た税務訴訟で、インターネット検索大手ヤフーが、約186億

円の追徴課税処分を取り消しを求めたものがある。東京地裁が今年3月、ヤフーの請求を棄却し、国側が勝

訴した。今回とは逆に、グループ内での取引が「制度の乱用で租税回避行為」と判断された。

一方、IBMのケースについて、複数の関係者は「この仕組みを考えたのは外国法人の米IBM。日本の国税局は海外で調査権限がなく、肝心の『租税回避の意図があったか』について十分に立証できなかったことが大きい」と口をそろえる。日本の法人であるヤフーとは、調査での証拠収集量に大きな差があったとの指摘だ。

日米など先進各国の税務当局では、税務調査に関する

る情報交換ができるようにする仕組みが整備されつつある。が、東京国税局がIBMに課税した4年前、日米間にはまだ仕組みは整っていないかった。

米国では、外国法人であっても、税務当局からの資料提出や質問への回答に納税者が応じない場合、裁判所が「サモンズ」という召喚状を出し、罰則を科す制

度がある。日本では、任意の調査にこうした制度はなく、権限が及ばない外国法人の経営判断の解明にまでは迫れないのが実態だ。

「乱用的に租税回避を企図した事実が認められるとまではいい難い」とした東京地裁の判決。国税のOB職員は「今後、外資系企業への調査はますますハードルが高くなるだろう」と話した。



連結納税制度

親会社と子会社などのグループ一体で所得額や税額を合算し、申告・納税する制度。グループ内の会社の黒字を別の会社の赤字で相殺して結果的に節税できる

などのメリットがある。赤字になりやすい新規事業への進出を促す効果などがあるとされ、法人税法改正などによって2002年に導入された。親会社が子会社株を100%保有していることなどが条件になる。

「国税根拠あいまい」

今回の訴訟で原告となった日本IBMの持ち株会社「IBMエイ・ピー・ホールディングス」(APH)は、米IBM側が持っている日本IBMの全株式を購入。APHは有限会社だが、日本の有限会社は米国の制度では米IBMの支店という扱いにできるため、企業内の取引として、巨額の株売買について米国では課税されなかった。

会社などに関する二国間の取り扱いの違いを使い、両国で課税を避けることは「ハイブリッド・ミスマッチ取引」と呼ばれ、経済協力開発機構(OECD)の租税委員会でも対策が考えられている。IBMグループの手法も、これに該当する可能性がある。

「日本だけでなく、アメリカでも取引の税負担を少なくできる、実に巧妙なス

キーム(手法)だ」。IBMグループが考えた仕組みを、欧米の税制に詳しい40代の公認会計士はそう評する。

国は、今回の裁判の過程でこうした実態を示し、IBM側が日米両国で課税を避けようとしたと主張。敗訴の恐れがあっても課税に踏み切らざるを得ない問題事例として、印象づけようとした。

一方でIBM側は、一つひとつの取引自体は合法的で、「租税回避の意図はな

常識的な判決

税法に詳しい太田洋・東京大大学院教授の話。IBM側が節税のみを目的として取引をしたとは認められないと結論づけており、国税の完敗と言っている判決だ。たとえ巨額の節税効果が生じたとしても、それぞれの取引が税法にのっとっ

かったし、(節税は)結果に過ぎない」と反論。あくまで世界的な企業再編のための個別の取引だとして、「全体から見ると租税回避行為だ」と主張した国側と全面的に争い、裁判所もIBMの主張を認めた。

米国系法律事務所のアボガドは「日本の国税当局は、どんな手法なら合法かを明示せず、後からあいまいな根拠で『アウト』と言ってくる。敗訴は当然だ」と、IBM側の受け止めを代弁する。(中村信義)

て行われ、それなりの経済的合理性があれば、租税回避にあたらぬという、これまでの学説からみても常識的な判決で、驚きはなされたので、IBM側が専ら節税効果を狙ったという先入観に基づいて課税してしまっただけ面もあるのではないか。